

授業科目の免除

(1) 無線従事者資格による授業科目免除

受講する養成課程の種別	現有の無線従事者資格	免除科目			
		無線工学	法規	英語	通信術
四級海上無線通信士	三海通		●		
	一陸技、二陸技	●			
第一級海上特殊無線技士	三総通	●	●		
	航空通、航空特				●
	四海通、一陸技、二陸技	●			
第二級海上特殊無線技士	一陸技、二陸技	●			
第二級海上特殊無線技士（短縮コース）	一陸技、二陸技	●			
第三級海上特殊無線技士	一陸技、二陸技	●			
航空無線通信士	一陸技、二陸技	●			
	一海特、航空特				●
航空特殊無線技士	一陸技、二陸技	●			
第一級陸上特殊無線技士	二総通		●		
第二級陸上特殊無線技士	一海通、二海通、四海通、航空通	●			
第二級陸上特殊無線技士（短縮コース）	一海通、二海通、四海通、航空通	●			
第三級陸上特殊無線技士	四海通、航空通	●			

(2) 無線従事者資格以外での授業科目免除

受講する養成課程の種別	無線従事者資格以外での受講科目免除要件	免除科目			
		無線工学	法規	英語	通信術
第一級海上特殊無線技士	(1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法による船舶職員であって、国際航海に2年以上従事した経歴を有するもの。 (2) 学校教育法による高等専門学校若しくは大学を卒業し又は修了した者（修了については、大学2年次以上を修了した者に限る。） (3) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（中高一貫校）を卒業後、修業年限2年以上の学校等で英語を履修して卒業又は修了した者			●	
	(4) 外国政府の発給する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する制限無線通信士証明書に該当する資格以上の資格の証明書を有する者	●		●	●
航空無線通信士	(1) 外国政府の発給する無線通信規則に規定する航空移動業務に関する無線電話通信士制限証明書に該当する資格以上の資格の証明書を有する者であって、航空機局又は航空局の航空移動業務に2年以上従事した経歴を有する者			●	●
第一級陸上特殊無線技士	(1) 外国政府の発給する無線通信規則に規定する第二級無線電信通信士証明書に該当する資格以上の資格の証明書を有する者	●			
第二級陸上特殊無線技士	(1) 一海通、二海通、四海通、航空通の何れかの資格を有する者以外の者であって、外国政府の発給する無線通信規則に規定する証明書に該当する資格を有する者	●			
第三級陸上特殊無線技士	(1) 四海通、航空通の何れかの資格を有する者以外の者であって外国政府の発給する無線通信規則に規定する証明書に該当する資格を有する者	●			